

**社会課題構造分析及び実証事業支援業務
提案募集要項**

1 委託業務名称

社会課題構造分析及び実証事業支援業務

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 契約金額の上限

10,950千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務の目的及び募集趣旨

京都市における複雑な社会課題を構造的に分析し、レバレッジポイントとなる課題を特定するとともに、当該課題の解決策となる製品・サービスを持つ社会的企業を調査・選定し、関連する支援機関・行政部署や課題の解決に関心を持つ事業会社等と連携しながら実証実験を行い、社会実装に繋げるための先進的な事例を創出する。

委託先選定に当たっては、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、主として価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要がある。

5 業務委託の内容

仕様書のとおり

6 応募資格

以下の条件を全て満たしている者

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に記載されていること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 以下の資格要件を全て満たした場合、複数の企業が共同事業体（コンソーシアム）を構成して応募することを可能とする。

この場合、参加表明書（様式1）に構成団体等を記入して提出すること。

ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(5)の要件を満たすこと。

イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市との窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。

ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。

エ 共同事業体の全ての構成員は、別の提案者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。

(7) 当該業務と同種又は類似の業務の業務実績を有すること。

7 応募手続等

(1) 募集期間

令和8年4月20日（月）から5月7日（木）午後5時まで

(2) 提出資料

すべて2部ずつ提出すること。

※ 1部は社名を記載し、1部は社名なしで作成すること。

資料名	備考
参加表明書【様式1】	
企画提案書（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> 任意の様式で、企画案（取組方針や実施方法、独自提案等）を提案すること。 本業務における取組体制や実施スケジュールを記載すること。
見積書（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> 宛先は京都市長とすること。 消費税及び地方消費税相当額は10%で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること。 企画費等で計上するものについては、可能な限り積算根拠を明示すること。
会社案内	会社概要が分かるパンフレット等
業務実績調書【様式2】	本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績がある場合は、実績について記載すること（最大5件まで）
共同事業体の協定書 （該当する場合のみ）	共同事業の場合は、代表者名と構成員名を記載すること
京都市内に拠点を有することを証明できる書類	本社所在地が京都市外で、京都市内に拠点を有している場合にのみ提出すること。

※ 本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。

資料名	部数	備考
登記簿謄本（履歴事項全部証明）	1部	申請日前3箇月以内に発行の原本（写し不可）
印鑑証明書	1部	
納税証明書（国税等、京都市税） ※本市所在の事業所でない場合は、本社の位置する自治体が発行する証明書	各1部	
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式3】	1部	
使用印鑑届【様式4】	1部	

誓約書【様式5】	1部	
----------	----	--

(3) 応募方法

ア 提出資料等の提出期限及び提出方法

提出期限：令和8年5月7日（木）午後5時まで

提出方法：startup@city.kyoto.lg.jpへデータを送付

※ 電子メール送信の際、データ容量が計8MBを超える場合には、クラウドや大容量ファイル転送サービス（Google ドライブ、firestorage 等）を使用し、送信すること。

※ データ受信後に受付確認のメールを本市より送信するため、送信翌日（閉庁日を除く）までに本市からのメールが確認できない場合は問合せを行うこと。

イ 仕様書等に関する質疑応答

質問方法：電子メールのみとする（様式不問）。件名は、「社会課題構造分析及び実証事業支援業務に関する質問」とすること。

質問期限：令和8年4月24日（金）午後5時まで（必着）

質問への回答：全ての質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページにおいて掲載する（令和8年4月28日（火）予定）。

(4) 問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局スタートアップ・産学連携推進室（担当：池本、大井）

（電話：075-222-3339／FAX：075-222-3331／Mail：startup@city.kyoto.lg.jp）

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提案の審査は提出された企画提案書に基づいて受託候補者選定委員会が行い、(2)審査基準に基づき採点し、審査員の評価の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出業者に別途通知する。

(2) 審査基準

ア 審査に当たっては、以下に掲げる評価項目に基づき評価する。

区分	評価事項		配点
提案内容	事業趣旨に対する理解	仕様書の内容を的確に踏まえ、事業趣旨や目的を理解したうえで、具体的かつ有効な内容を提案しているか。	15
	適格性	・複雑な社会課題の因果関係を構造化し、各課題間の関係性を検証・考察するための高度な分析能力を有してい	25

		るか。 ・社会的企業のソリューションの本質を理解し、社会課題との粒度に適合させた実証事業を組成できるか。 ・実証事業の実施に際し、ビジネスモデルの具体化や事業計画のブラッシュアップ等、高度な伴走支援を遂行する知見・ネットワークを有しているか。	
	独自性	提案内容に提案者の強みをいかした独自性があるか。	15
実現性		業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュールや業務環境となっているか。	10
事業実績		本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績がある等、本業務を完遂させることが見込めるか	15
市内貢献		市内に本店又は主たる事業所を有している中小企業であるか	5
社会的課題解決		「これからの1000年を紡ぐ企業認定」を取得しているか、「KES」、「ISO14001」等の環境認証を取得しているか、「障害者法定雇用率」を達成しているか	5
見積額		(契約金額の上限－自社の見積額) / (契約金額の上限－提案者のうち最低見積額) × 満点(10点) ※小数点第1位は四捨五入	10
合 計			100

イ 9(1)に記載の失格者を除いた者のうち、審査員の評価の合計点が最も高い者を契約相手方の候補者として選定する。

ウ 応募事業者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行うが、審査員の平均点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(3) 決定

審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

委託候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

(5) 公表

選定結果通知日翌営業日以降に、選定結果、参加した事業者及び評価点を公表するものとする。ただし、審査内容については公表しない。

(6) 契約

ア 受託候補者と本市との間で、委託内容や経費等について詳細を調整の上、委託契約を締結する。また、契約に関する費用(収入印紙代を含む)は、受託候補者の負担とする。

イ 契約代金の支払いについては、原則精算払いとするが、必要に応じて、前金払いを認める。

ウ 受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合は次順位者を受託候補者とする。

9 注意事項

(1) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が3の契約金額の上限を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) その他

- ア 本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- イ 本業務の中止、業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合がある。
- ウ プロポーザル参加に要する一切の費用（提出書類作成費、交通費等）は、事業者負担とする。
- エ 提出された応募書類は返却しない。
- オ 応募書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

10 スケジュール

令和8年4月20日（月）	公募開始
4月24日（金）	質問提出期限（午後5時まで）
4月28日（火）まで	質問に対する回答
5月7日（木）	各種必要書類の提出期限（午後5時まで）
5月19日（火）まで	受託候補者の決定・通知

11 報告書の提出

業務終了後、業務完了報告書を提出すること（様式不問）。

12 委託料の支払

前項の業務完了報告書を確認後に精算払いとする。ただし、業務完了前に資金が必要等の理由がある場合には、別途申出により、契約額の一部を前金払いとすることができる。